

令和7年度 保育所や幼稚園等における虐待事案の公表について

(令和8年3月31日現在)

児童福祉法第33条の16等に基づき、令和7年度*に兵庫県において対応した保育所や幼稚園等における虐待の状況について公表します。

* 今年度は、令和7年10月1日から令和8年3月31日の期間を公表の対象とする

1 虐待案件の状況

通報件数* ¹	令和7年度 要対応件数 (A+B)	前年度以前* ³ 継続件数 (A)	令和7年度* ² 新規件数 (B)	虐待該当	非該当	判断不可	備考
50件	45件		45件	3件	32件	6件	要対応件数のうち4件は事実確認を継続中である。

*¹ 監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものも含む。

*² 令和7年10月1日から令和8年3月31日の期間とする

*³ 令和7年9月30日以前に通報を受理した事案は回答不要。

2 虐待の状況

ア 施設等の種別

保育所	幼稚園	特別支援 学校幼稚部	幼保連携型 認定こども園			
			1件			
小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	一時預かり 事業	病児保育 事業	乳児等通園 支援事業
放課後児童 健全育成事業	児童館	児童育成支援 拠点事業	子育て短期 支援事業	認可外 保育施設		
2件						

イ 虐待の類型

*1

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
4件		2件	2件

ウ こどもの性別

*2

男子	女子
6名	

エ こどもの年齢層

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3名				
小学生	中学生以上				
3名					

オ 虐待を行った職員等の職種 *3

管理者* ^{1 2}	保育士* ²	幼稚園教諭* ²	特別支援学校 幼稚部教諭* ²	保育教諭* ²		
1名				1名		
放課後児童 支援員* ²	児童厚生員* ²	児童指導員* ²	子育て 支援員* ²	調理員・ 栄養教諭* ²	医師* ²	看護師・ 養護教諭* ²
3名						
保育補助者* ^{2 3}	事務員* ²	用務員* ²	送迎バス等の 運転手* ²	その他職員	不明	

*¹施設長・園長・管理者・副園長・教頭等、施設・事業所全体の管理者（補佐を含む）を指す。

*²その他の職種（保育士等）を兼ねている場合も、管理者として計上。管理者以降の職種も同様に、主な職種の一つを計上。

*³児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者を指す。

3 都道府県または市町村が講じた措置等 *4

改善勧告（児童福祉法、認定こども園法）	
改善命令（児童福祉法、認定こども園法）	
事業停止(制限)命令（児童福祉法、認定こども園法）	
認可・認定取消し（児童福祉法、認定こども園法）	
変更命令（学校教育法）	
閉鎖命令（学校教育法）	
その他の行政指導	3件

補足

- *1 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当3件のうち、2件で心理的虐待とネグレクトの重複があった。
- *2 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当3件のうち、2件で虐待を受けた子どもが複数名となっている。
- *3 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当3件のうち、1件で虐待を行った職員等が複数名となっている。
- *4 調査の結果、虐待と認められなかった事案についても、施設等に対する注意喚起、助言を実施している。

用語の解説

改善勧告:法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令:施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止(制限)命令:児童の福祉のため必要があると認めるとき、児童福祉審議会等の意見を聴いたうえで、施設等の事業の停止(制限)を命じる行政処分。

認可・認定取消し:行政の命令や処分に違反した施設等に対し、都道府県や市町村の認可・認定を取り消す行政処分。

変更命令:学校が設備や授業、その他の事項について、法令や自治体の規定に違反したときに、変更を命じる行政処分。

閉鎖命令:学校が法令の規定に故意に違反したり、自治体が法令に基づいて行った命令に違反したとき等に、学校の閉鎖を命じる行政処分。

その他の行政指導:上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。